

臨床実習指導施設の登録に関する細則

日本放射線技師会

1. はじめに

臨床実習指導施設の登録事業にあたり、基準に定められた以外の事項については臨床実習指導施設の登録に関する細則（以下、細則という）に従うものとする。

2. 事務局

本制度施行に伴う事務は、日本放射線技師会事務局において行う。

3. 提出書類数

申請書類はすべて正本1通と副本2通の計3部を事務局に提出する。なお、申請書類を提出するまでに申請手数料もしくは更新手数料を納付しなければならない。

4. 登録施設の審査

臨床実習指導施設の登録審査は提出された書類によって行われ、臨床実習指導施設登録審査委員会（以下委員会という）は審査を行い、適格と判定した施設を臨床実習指導施設登録候補として本会常務理事会に報告する。

5. 公告

委員会は登録の各業務を完了し、日本放射線技師会雑誌、ネットワークナウおよび本会ホームページにて登録の結果について公告する。

6. 申請手数料および更新手数料

臨床実習指導施設の登録にかかる申請手数料は20,000円、更新手数料は10,000円とする。なお、既納の申請手数料および更新手数料はいかなる理由があっても返還しない。

7. 登録の有効期限

臨床実習指導施設の有効期間は5年とし、以後は別に定める更新手続きを要する。

8. 登録の辞退勧告

本会会長は臨床実習指導施設として不適当と思われるものに対し、委員会および常務理事会の議を経て、登録辞退を勧告することができる。

9. 守秘義務

委員会は、私権に関して守秘義務を負う。

10. 委員の任期

委員会委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

11. 細則の変更

本細則の変更は委員会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

※ 6. 申請手数料および更新手数料については、当面の間、無料とする。